

〈お問い合わせは〉

役 場	☎388-1111 ☎387-5816	松枝公民館	☎387-0156
北 事 務 所	☎387-6266	総 合 会 館	☎387-8432
福 健 康 セ ン タ ー	☎388-7171	福 祉 会 館	☎387-1121
中 央 公 民 館	☎388-3231	町 社 会 福 祉 協 議 会	☎387-5332
(町体育協会事務局)			
歴 史 民 俗 資 料 館	☎388-0161		

個人事業者の皆さんへお知らせ「届出はお済みですか！」

お知らせ（その1）

売上が1,000万円を超えたら
消費税の課税事業者です！

平成15年分の売上が1,000万円を超えているかたは、平成18年3月末までに平成17年分の消費税の確定申告が必要です。

【国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>】

納税は、安全で便利な口座振替で！！

申告所得税について既に振替納税をご利用されている場合であっても、新たに消費税について振替納税をご利用される場合には、振替依頼書の提出が必要です。

お知らせ（その2）

簡易課税制度の選択には届出書の提出が必要です！

簡易課税制度を選択されるかたは、その適用しようとする前年の12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しなければなりません。

なお、平成17年に新たに課税事業者となったかたは、平成17年12月末までに届出書を提出すれば、平成17年分から簡易課税制度が適用されます。

【問合先】 税務相談室岐阜北分室 ☎262-0114 岐阜南税務 ☎271-7111

給与所得者の所得税は年末調整で精算されます

1年間の給与総額に対する所得税額と、毎月の給与から源泉徴収された所得税の合計額は必ずしも一致しません。

このため、その年の最後の給与の支払を受けるときに、過不足額の精算が行われます。これを年末調整といいます。

年末調整では、配偶者控除や扶養控除、生命保険料控除などの控除が受けられます。

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などを提出して、漏れることなく控除を受けるようにしましょう。

【問合先】 岐阜南税務署 個人課税部門
☎271-7113

平成17年分所得税・消費税・贈与税の確定申告会場が変わります

確定申告会場	開設期間
「マーサ21」 岐阜市正木1599-1	平成18年2月1日～3月15日 (土・日を除く)
「各務原市産業文化センター」 各務原市那加桜町2-186	平成18年2月13日～3月15日 (土・日を除く)

*この期間中(平成18年2月1日～3月15日)は、税務署内に確定申告会場を設けておりませんのでご了承ください。
*昨年開設した「岐阜建設労働者研修福祉センター」(サンレイラ岐阜)では、確定申告会場を設けておりませんのでご注意ください。

【本人確認の方法】
① 官公署発行の顔写真が貼付された免許証・証明書(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど)の提示
② 法令に基づき発行された証明書(健康保険証、各種年金証書など)の提示

【問合先】 住民課

【A】 代理人でも住民票の交付を受けることができます。同じ世帯のかたであれば、受けることができます。同じ世帯のかたでない場合、請求者の委任状が必要です。また、受付では、窓口のみえたかたの本人確認を行っています。

【Q】 住民票がほしいのですが、本人が窓口に行くことができません。代理人でも住民票の交付を受けることができますか。



このコーナーでは、日ごろ町民の皆さんから役場へ寄せられる質問・意見などを回答とともに紹介します。